

第4回岡山県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年11月14日（金）午後3時25分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
富永 優子

劳働者代表委員 奥山 優一
小橋 政次
宮森 志信

使用者代表委員 石黒 和之
久山 卓也
向谷 隆

事務局 劳働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監察監督官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第4回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴の申込みはありませんでした。まず、定足数について報告いたします。

本日は公益委員の西田委員が欠席されておりまして、ほかの委員8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている、定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

(1) 特定最低賃金額審議について
でございます。

それでは部会長、よろしくお願ひいたします。

片山部会長

皆様御苦労様です。

本日は、前回に続き2回目の金額審議を行います。

はじめに確認ですが、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産業の状況と他局の状況について伝達事項がありましたら、事務局からお願いします。

黒田室長

岡山局の他部会について、新たに結審したものはございません。他局の審議状況についても、前回お伝えして以降、新たに結審した局はございません。

それから、ここでちょっとお時間をいただいて、効力発生日についての説明をさせていただきたいと思います。

効力発生日については、二つの方法があります。一つは法定発効とする方法、二つ目は特定の日を指定する方法です。

それでは、一つ目の法定発効について説明いたします。

法定発効とは、官報公示日の翌日から起算し30日経過後に効力が発生するというものです。例えばですが、本日答申を受けたとして、異議の申出がない場合を仮定しますと、原則、最短で令和8年1月14日水曜日から適用となります。

続きまして、二つ目の指定日発効、こちらにつきましては、官報公示の際、法定発効日より後の日付を指定して官報に公示

するものです。改定日を月の中途とせず、月初め等分かりやすい日とする場合などが考えられます。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなりますので、こちらについてもよろしくお願ひします。事務局からは以上です。

片山部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

(特になし)

片山部会長

法定発効とするか指定日発効とするかについても、専門部会で結論を出したいと思いますので、金額と併せて効力発生日の審議もお願ひいたします。

それでは審議を始めます。

確認ですが、前回の審議におきまして、労側からは、地賃の引上げ額、プラス 65 円の提示がありました。その後、プラス 55 円の再提示がありました。

理由としては、自動車産業は、岡山の基幹産業であり、従業員流出を防ぐ観点からも遅れを取ってはいけないこと、産業としての付加価値を付けていくことを示す必要があること、そのため、単年度で県最賃に飲み込まれる金額は望まない。しかし、現在の景況感と近隣県の状況を考慮した上で、提示額を示したことでした。

次に使側からは、プラス 10 円の提示がありました。

提示の理由としては、足下の経済情勢、とりわけトランプ関税の影響により、自動車メーカー各社が減益、赤字発表をするなど、自動車業界は大変厳しい環境に置かれていること、いずれ自動車産業の特賃を県最賃と一本化する方向でこれまでの話しを進めてきたが、早期に一本化する必要があると考えたため、プラス 10 円の提示をしたということでした。

双方、何か補足や訂正はございませんか。

(特になし)

片山部会長

それでは、本日も、公労・公使の二者協議とし、初めに労側から御意見をお聞きするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 片山部会長 打合せは必要でしょうか。
- 労働者側委員 お時間をいただければと思います。
- 片山部会長 時間としてはどの程度必要でしょうか。
- 労働者側委員 15 分程度お願いします。
- 片山部会長 では、3時45分まで打合せをしていただいて、労側から意見をお伺いしたいと思います。
では、控室へ御移動をお願いします。
- (各側、公益委員と個別協議実施)
- 片山部会長 これより公労使の全体会議を再開いたします。
先ほど、労使それぞれから金額の提示がありました。
まず、労側の方からはプラス50円、それから、使側の方からはプラス20円の提示がございました。
簡単にその背景、理由を説明いたします。
まず、労側の方からは、前回、65円から55円の提示に対し、使側からの更なる引上げがなかったことに対して、想像以上に厳しい環境にあることを理解したつもりであり、トランプ関税の影響、岡山県の三菱自動車の現状、利益が出ない状況、年度末には更に悪化が予想されること、そういう環境は理解したことでした。
一方で、近隣等の状況を踏まえると、苦渋の決断ではあるけれども、提示額を見直す必要があると考え、プラス50円といった提示がありました。
一方で、使側の方としては、前回同様に、早期に県最賃と一本化したいという思いがあるけれども、歩み寄りの観点からプラス20円の提示がありました。
労使それぞれ個別に御意見をお聞きしまして、具体的な金額提示をいただきましたが、20円、50円とまだ意見に隔たりがあるようです。
今後の進め方について、委員の皆様、何か御意見はございませんか。
- 労働者側委員 まずは、使側の提示額について、前回の10円から20円に見直していただいたことに関して感謝申し上げます。

厳しい中での議論ということになりますが、とはいえ、我々も自動車の魅力というところは担保したいという思いがあります。しかし、今、部会長がおっしゃったように、まだ、隔たりがあるということですので、今一度検討する時間をいただければと思います。

片山部会長

それは、打合せをもう1回ということですか。

労働者側委員

はい。

片山部会長

金額提示を検討するということですね。
使側の方はいかがでしょうか。

使用者側委員

どういう結論になるかは別にして、検討したいと思います。

片山部会長

それでは、打合せの時間はどのくらい必要でしょうか。15分
ぐらいでしょうか。

労働者側委員

そうですね。

片山部会長

では、4時10分に再開したいと思いますので、再度打合せをお願いしたいと思います。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長

これより公労使の全体会議を再開いたします。
先ほど労使それぞれから再度の金額提示がありました。ここで確認をさせていただきたいと思います。

まず、労側の方ですが、背景はこれまでと同様ですが、県境にも自動車メーカーが存在していることも踏まえて、近隣県の数字を重視しているという話がありました。

結論としてはプラス48円の提示がありました。これは、県内他部会の耐火の数字が48円で、そういったところも踏まえて、プラス48円の提示がありました。

一方で、使側の方ですが、早期に決着、歩み寄りの観点から、プラス25円の提示がございました。

まだ、金額の隔たりがある状況です。

今後の進め方について、御意見等ございますか。

労働者側委員

まずは、5円の見直しということで、ありがとうございます。
とはいものの、今、部会長がおっしゃったように、まだ隔たりがあるということで、今一度検討が必要なのかなと思って
います。

根拠のある数字の提示をさせていただこうと思いますが、改めて試算をしたいので、今日のところは持ち帰って、一旦時間をもらえたならなと思います。

片山部会長

労使協議という手段もありますが、まずは、一旦、持ち帰って数字を検討したいということですね。

労働者側委員

はい。

片山部会長

では、本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。

ほかに皆様、何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、本日はこれをもちまして、第4回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を終わります。

次回は11月21日金曜日、15時から第5回専門部会を開催いたします。

次回は労使のイニシアティブを取っていただき、全会一致に至るよう委員の皆様の御協力をお願ひいたします。

本日は大変お疲れ様でした。